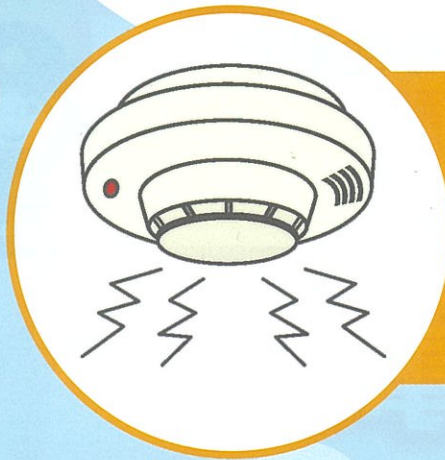


# 住宅用火災警報器

## 10年を目安に 取り替えましょう!!



家族を守る強い味方も、  
鳴らないと  
意味がありません!



### 10年を目安にとりかえろ。

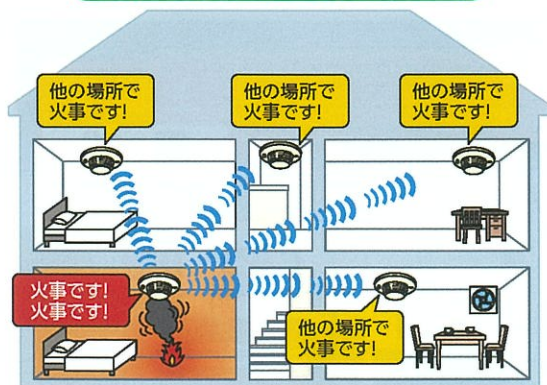
その理由は…

住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがありますので、本体の交換が望ましいとされています。

住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」で確認してください。



#### 連動型住宅用火災警報器イメージ



火災の早期発見につながる!

**連動型の  
住宅用火災警報器が  
おすすめです!!**



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい

**東近江行政組合消防本部予防課 ☎0748-22-7603**

近江八幡消防署予防係 ☎0748-33-5119

八日市消防署予防係 ☎0748-22-7610

日野消防署予防係 ☎0748-52-0119

能登川消防署予防係 ☎0748-42-0119

愛知消防署予防係 ☎0749-45-4119

# あなたと家族の命を守ります!

## 住宅用火災警報器 設置しましたか?



平成23年6月1日からすべての住宅で  
**住宅用火災警報器**の**設置**が  
**義務**となっています。

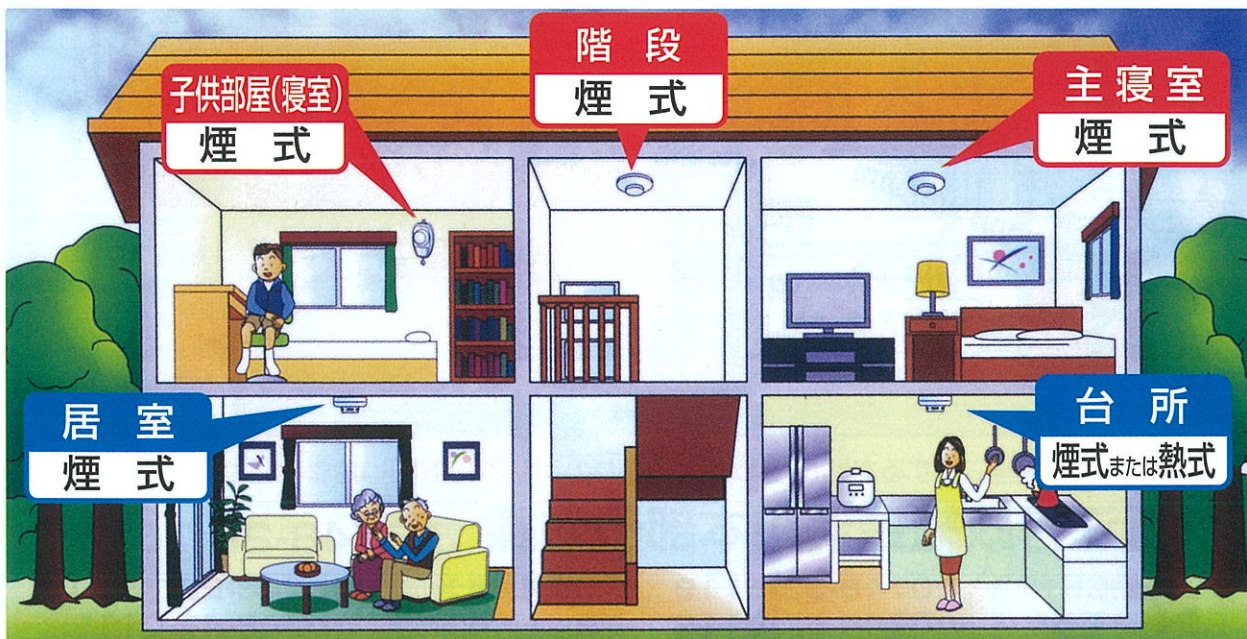


## 「まさかの火事!!!」

### 火災警報器で助かる命があります。

### どの部屋に設置するの?

- 寝室に設置します。
- 寝室が2階にある場合は、その階の階段の踊り場の上部にも設置します。
- 台所などにも安全のために自主的に設置しましょう。



義務設置

任意設置